

・月曜日～金曜日
・午前8時30分～午後6時30分

・土曜日、日曜日

・午前10時～午後5時

◆電話番号（全国共通）

0570-070-1110

※なお、この期間以外でも、
平日午前8時30分～午後5時ま
で、この電話番号で相談に応じ
ています。（時間外でも留守番電
話で対応しています）。

◆問い合わせ先

鳥取地方法務局人権擁護課

☎ 0857-22-2289

訴訟を装つたハガキ による架空請求が横 行しています

◆見知らぬ業者・団体には一切
連絡しないでください。

「」から架空請求者へ連絡
を取ると、巧妙な語り口で電話
番号などの個人情報を聞き出され、
後日電話などで執拗な脅迫
まがいの請求をされるおそれが
あります。

実際にハガキに記載されてい
る電話番号に連絡したところ、
米子市末広町294番地

「裁判取り下げ費用」や「弁護
士費用」などに必要であるとし
て何十万円も請求されたケース
が多數報告されています。

◆身に覚えのない請求には絶対
に応じないでください。

いつたん支払ってしまった金
銭を取り戻すことはほぼ不可能
です。

また、一度支払うと架空請求
者にとつては都合のよい「力王」
として目をつけられ、次々と架
空請求がなされるケースも少な
くありません。

◆「裁判」や「裁判所」の言葉
にあわてないでください。

実際に訴状が提出され、裁判
になつてゐる場合には、裁判所
から詳細が示された文書が特別
な郵便方法によって封書で配達
されます。

「裁判」、「裁判所」の言葉に
あわてることはありません。文
書にある連絡先には絶対に連絡
をしないで、消費生活センター
に相談してください。

◆困ったときは鳥取県西部消費
生活センターまでご相談ください。

（米子コンベンション
センター4階）

☎ 0859-34-2648
☎ 0859-34-2668

終戦当時の引揚者の方へ ～通貨・証券などを お返ししています～

税関では、お預かりしている

次の通貨・証券などをお返しし
ています。

◆終戦後、外地から引き上げて
来た人が、上陸港の税関、海

運局に預けた通貨・証券など
・外地の集結地で総領事館、日
本人自治会などに預けた通貨
・証券などのうち日本に返還

されたもの

返還の申し出は、「日本人ばか

りでなく、ご家族の方でも結構
です。心当たりの方は、上陸港
を所轄する税関または境税関支
署へお問い合わせください。

◆境税関支署

〒684-0034

境港市昭和町9番地
境港港湾合同庁舎内

生活センターまでご相談ください。

い。

9月12日は
「とっとり県民の日」
です

在の鳥取県が誕生した1881
(明治14)年9月12日になんて、
平成10年に「とっとり県民の日」

条例で制定されました。
この日をきっかけに地域の文
化・歴史・自然などにふれ、ふ
るさとの素晴らしさを見つめ直
してみませんか？

◆社会の未来地図
わかります 複らしと
社会の未来地図

國民のライフスタ
イルを明らかにする
調査です。

平成18年10月20日 現在で社
会生活基本調査を実施します。



調査世帯には、統計調査員が
同じ調査票の記入をお願いしま
すので、よろしくご協力ください。

会社も、お店も、
学校も、病院も

事業所企業
統計調査



平成18年10月
1日(日)は事
業所・企業統計
調査の日です。9月下旬から調
査員がお伺いします。ご協力お
願いします。

10月1日～10月7日
公証週間
～大切な契約や遺言は 公正証書で～
米子公証役場

☎ 0859-32-3399

